

船形漁港船揚場利用届

令和 年 月 日

千葉県南部漁港事務所長 様

利用者氏名 _____
住 所 _____
電 話 _____

1 利用年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 船 名 _____

3 船舶の種類 ☐ モーターボート
☐ セーリングボート(ヨット)
☐ その他 ()
※水上バイクは、船形漁港周辺が航行自粛エリアとなりますので使用できません。

4 出港予定時刻 _____ 時 _____ 分
帰港予定時刻 _____ 時 _____ 分

5 緊急連絡先(家族・知人・その他)
電 話 _____

※ 個人情報については、漁港の管理運営以外には使用しません。
※ 必要事項を記載の上、この様式でメール又はファックスしてください。

メール・ファックスの送付先

千葉県南部漁港事務所
千葉県館山市北条402-1
電 話 0470-23-4751
FAX 0470-23-4753
メール nangyo3@mz.pref.chiba.lg.jp

船揚場を利用される方へ（お知らせ）

近年、風や波の影響を受けやすい、ミニボートの転覆、浸水等による海難事故が増加傾向にあります。

利用者は、ボートの特性を十分把握し、利用に際しては、下記の利用手続き、注意事項を遵守してください。

※毎週土曜日は漁協が休業のため利用できません。

記

- ① 利用される方は、利用予定日の3日前までに、「船揚場利用届」をファックス又はメールで提出してください。漁業活動等に支障がある場合はあらかじめお断りする場合があります。
（3日前が閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始）の場合には、その前日までに提出してください。なお、3日間には利用予定日当日を含まないものとします。）
- ② 利用届が提出されていても、当日の漁業活動や安全上の支障（地方気象台などから気象注意報が出されている場合）等から、利用できないことがあります。
- ③ 船揚場の利用時間は、午前8時30分から午後4時までです。
- ④ 船揚場は、滑りやすくなっており危険です。利用する際は十分注意してください。
- ⑤ 漁港内には、漁船、ヨット等が係留されており、入出港にはこれら船舶に十分注意するとともに、低速航行を厳守してください。
- ⑥ ライフジャケットを常時着用してください。
- ⑦ 携帯電話などの適切な連絡手段を確保してください。
- ⑧ 気象の変化等に留意し、自己責任において安全な航行・操船に十分心掛けてください。
- ⑨ スロープ入口の鍵は、館山漁業協同組合にて貸し出ししております。鍵の貸し出し及び当日の利用方法の詳細は、館山漁業協同組合にご確認ください。
- ⑩ 水上バイクは、船形漁港周辺が航行自粛エリアとなりますので使用できません。

連絡先

南部漁港事務所（漁港管理者）

電 話 番 号：0470-23-4751

ファックス：0470-23-4753

メールアドレス：nangyo3@mz.pref.chiba.lg.jp